

令和 6（ 2 0 2 4 ）年度

栃木県内部統制評価報告書
に 係 る 審 査 意 見 書

栃 木 県 監 査 委 員

栃監査第51号

令和7（2025）年9月18日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県監査委員 森 澤 隆

同 鎌 形 俊 之

同 山 形 修 治

同 高 山 和 典

令和6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和7（2025）年6月2日付けで審査に付された令和6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和 6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書に係る審査意見書

審 査 の 概 要

1	審査の対象	4
2	審査の着眼点	4
3	審査の実施内容	4

審査の結果及び意見

1	審査の結果	4
2	審査の意見	5

参考資料

令和 6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書 に 係 る 審 査 意 見 書

審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

「令和 6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書」

2 審 査 の 着 眼 点

監査委員による令和 6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書の審査は、栃木県知事が作成した内部統制評価報告書について、

- ・ 栃木県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ・ 内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

といった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審 査 の 実 施 内 容

令和 6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書について、栃木県知事から報告を受け、「栃木県監査委員監査基準」（令和 2 年栃木県監査委員告示第 5 号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

審 査 の 結 果 及 び 意 見

1 審 査 の 結 果

令和 6（2024）年度栃木県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

2 審 査 の 意 見

報告書によると、全庁的なリスク評価項目については不備がなく、業務レベルのリスク評価項目については、制度や規定などの整備上の不備に該当するものはないものの、事務処理などの運用上の不備が174項目確認された。このうち、財務会計に関する事務2事案3項目を運用上の重大な不備と判断している。

運用上の重大な不備は、単身赴任手当や旅費の不適切な受給、及び補助金申請・交付事務において適正な処理を怠ったものであった。手当受給の事後確認、並びに複数人によるチェック体制の強化など、組織全体で不備の発生を防ぐための取組を徹底し、今後同様な不備のないよう再発防止策を講じられたい。

さらに、財務会計に関する事務における不備の発生件数は前年度に比べ増加していることから、発生した不備事項の要因や傾向を庁内に周知して注意喚起を図るなど、内部統制に対する意識向上を図り、リスク管理の強化を望むものである。

なお、行政委員会等の財務会計に関する事務については、令和7(2025)年度から内部統制の評価対象に加わった。これまでも行政委員会等ではリスク評価シートの作成や内部監査等が行われていたところであり、知事部局と同様に評価を行うことを通して、効率的・効果的かつ適正な事務執行につながるよう努められたい。

参考資料

【令和 6 (2024)年度 栃木県内部統制評価報告書 P10】

2 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制については、(1) ~ (6) に記載のとおり各基本的要素において、内部統制の整備・運用に関する重大な不備は見受けられなかったことから、評価基準日時点において内部統制は概ね有効に機能していると判断した。

【令和 6 (2024)年度 栃木県内部統制評価報告書 P16】

(1) 不備発生件数

149の所属が計上したリスク延べ7,670項目のうち、174項目のリスクについて上記 ~ に該当すると判断した。

不備発生件数(不備項目数)の内訳は次表のとおり。

《表 9》

区分	計上リスク 項目数()	不備項目数			発生率 (/)	主な内容 主な不備(内部監査及び監査委員監査における指摘事項) の概要は「資料 8」参照
		整備上	運用上	合計()		
財 務 会 計	4,720		133	133	2.8%	【歳入】調定時期の遅延、歳入手続の誤り 【歳出】支払遅延、仕様書・設計書等の誤り 【物品】物品の不適切な管理
個 人 情 報 等 保 護	999		29	29	2.9%	個人情報の誤送付・誤送信、 個人情報等の不適切な管理
情 報 セ キ ュ リ テ ィ	842		3	3	0.4%	電磁的記録媒体の不適切な保管・管理
共 通 (個 人 ・ 情 セ)	260		3	3	1.2%	委託先に対する不十分な指導監督
公 文 書 管 理	794		2	2	0.3%	公印・公文書の不適切な取扱い
個 別 リ ス ク	55		4	4	7.3%	請求書等の引継ぎ漏れ・遅延、消費税計算の誤り、 手当・旅費の不適切な申請
合 計	7,670		174	174	2.3%	

(2) 内部統制の重大な不備

次表の不備については、その内容から県の社会的信用を著しく毀損し、結果として県に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせたことから、重大な不備に該当すると判断した。

ア 令和 6 (2024) 会計年度における重大な不備

《表10》

部局名	リスク項目		不備の分類	内 容	改善状況
経営 管理部	№ 3 №33	誤徴収 不適切な申請・請求	運用上の 不備	単身赴任手当について、受給要件を満たしていないにもかかわらず、不適正に受給し、公舎利用料の納付額を過小としたほか、旅費について、実態と異なる費用を請求するなど、不適正に受給していた者（いずれも同一職員）があった。組織として、単身赴任手当及び旅費の支給に関する確認等、事務の執行が適正に行われていなかった。 単身赴任手当の不適正受給 ・ 期間：令和 4 (2022) 年 6 月分～令和 6 (2024) 年 7 月分 ・ 金額：1,196,000円 公舎利用料の過小納付 ・ 期間：令和 4 (2022) 年 6 月分～令和 6 (2024) 年 7 月分 ・ 金額：269,600円 旅費の不適正受給 ・ 期間：令和 4 (2022) 年度～令和 6 (2024) 年度 ・ 金額：173,845円	「単身赴任手当決定事務取扱要領の制定について」を改正し、年 1 回（6 月）、事後確認を実施することとした。 旅費について、複数人によるチェックを徹底するなど、運用を改めた。
保健 福祉部	№23	支払遅延、支払不足、支払漏れ、過払い	運用上の 不備	新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金について、交付申請を希望する医療機関からの連絡等に対し、対応が不十分であったため、医療機関が補助金の交付を受けることができなかったことから、県に損害賠償の義務が生じた。 ・ 損害賠償額：3,322,000円（補助金相当額）	補助金の申請・交付事務における対応状況の記録・管理、複数人によるチェック、手続の明確化を徹底するなど、再発防止策を講じた。